

全国司法書士女性会FAX通信226号 (2009年11月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒 579 - 8036 大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aokitakigawa.com

日司連次期司法書士法改正大綱 (素案)

平成21年10月30日、日司連は、次期司法書士法改正に向けて改正大綱素案を公表し、会員に対する意見照会を開始しました。詳細は、日司連ネット等で公表されています。全国司法書士女性会は、この素案についての意見照会を受けましたので、役員で検討した意見書案を提示し、会員の皆さんからのご意見を受け付けたいと思います。素案に対して消極の立場をとっているのは、名称変更と自主懲戒権の部分です。

下記意見書案に対するご意見は、事務局まで、fax (072-987-3460) かメール (joseikai@aokitakigawa.com) で12月10日頃までに御願います。

日司連次期司法書士法改正大綱 (素案) に対する意見案

- 1 使命規定の創設
意見 賛成
- 2 名称を「司法士」と変更すること。
意見 消極
理由 「司法書士」という名称が広く社会に浸透し、知られているため、名称を変更すると、再び認知されるまでに時間がかかり、制度的不利益が大きい。
- 3 日本司法書士会連合会を日本司法書士連合会とすること。
意見 賛成
- 4 定義規定の創設
意見 賛成
- 5 司法書士の業務
 - (1) 登記・供託事件の申請代理事件調査確認義務の独占
意見 賛成
 - (2) 司法書士業務全般に関連する法律関係書類の作成権限の明示
意見 賛成
 - (3) 簡裁管轄事件全ての代理権の獲得
意見 賛成

- (4) 簡裁受任事件で取得した債務名義による金銭債権に対する執行代理権
意見 賛成 (更に執行代理権全般の獲得を目指すべき)
- (5) 家事事件代理権の獲得
意見 賛成
- (6) 全ての筆界特定手続代理権の獲得
意見 賛成
- (7) 簡裁刑事弁護人
意見 積極 (ただし試験科目・研修制度の見直しと共に時間をかけるべき)
- (8) 仲裁代理権・裁判外和解代理権の獲得
意見 積極
- (9) 仲裁手続・和解の仲介手続の実施
意見 積極
- (10) 業務範囲の事案の相談権の獲得
意見 積極
- 6 司法書士資格者を簡裁代理関係業務認定者のみとすること。
意見 積極 (ただし試験制度の見直し等と並行して行うべき)
- 7 欠格事由の明確化
意見 積極
- 8 刑事訴訟手続を試験科目に導入すること。
意見 積極
- 9 登録前修習の導入
意見 賛成 (ただし修習生への貸与制度の検討等の条件整備は必要)
意見 賛成
- 10 司法書士照会制度の導入
意見 賛成
- 11 司法書士の義務
 - (1) 研修の義務化
意見 積極
 - (2) 非司提携・係争事件権利譲受・利益供与等禁止
意見 積極
 - (3) 業務範囲外営利業務の届出制度の創設
意見 消極
理由 会員のプライバシーの侵害問題が発生する可能性がある
- 12 司法書士法人規定の見直し・整備
意見 積極
- 13 会則認可事項の見直し
意見 積極
- 14 自主懲戒制度の導入
意見 消極 (ただし除斥期間の創設については積極)
理由 この改正案では、司法書士会・日本司法書士会連合会執行部による懲戒制度の恣意的制度運用により、会員が正当な権利としての業務遂行が出来なくなる可能性がある。会員の権利擁護のために、有識者等外部機関の多数の意見を反映させる仕組みを構築する必要がある (懲戒委員会の半数以上は外部機関より選任するべき)。
- 15 非司行為の取締規定の創設
意見 積極